

## 喪服の直しを頼んだら 展示会に誘われ



## 無理やり着物を買わされた

「昨日、直しを頼んでいた喪服を取りに行ったら、『目の保養になる』と着物の展示会に連れて行かれた。**着る機会もないと断った**が断り切れず着物を購入。解約できないか？」と相談が入りました。

展示会での販売も**訪問販売に該当する場合があります**こと、また、その場合は**クーリング・オフ**ができることを伝え、まず販売店に申し出るよう助言しました。

その後、無事解約できたと連絡がありました。

契約のトラブルは早めに **札幌市消費者センター(728-2121)**へ。